

市町村 保育所所管課長 殿  
放課後児童健全育成事業所管課長 殿

奈良県福祉部こども家庭局こども家庭課長

新型インフルエンザに係る保育所等の閉鎖基準の変更について（通知）

このことについて、別添のとおり奈良県新型インフルエンザ対策本部より発信された『「学級閉鎖基準の変更」について』に基づき、平成22年1月1日以降、保育所（園）及び放課後児童クラブ（以下、「保育所等」という。）の閉鎖等について、下記のとおり適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知における基準等は、現状況下によるものであり、今後の状況により見直しをしていくこととします。

貴職におかれては、貴市町村内の保育所及び放課後児童クラブに周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 保育所等の休業の基準等（県の休業要請の基準）について

- (1) 保育所等で、インフルエンザの診断が報告された乳幼児及び児童が1名以上おり、「かぜ・インフルエンザ」による欠席率が急速に高くなった場合は、その保育所等の閉鎖を検討する。  
欠席率が急速に高くなった場合の目安は、欠席率がおよそ7日以内で10～15%に達した場合とする。
- (2) 休業の範囲等（保育所単位、クラス単位、その他）については、保育所等の状況（保育室の配置状況、異年齢児保育や延長保育その他の保育全般の実施状況、児童の園庭等での交流・接触の状況、通園バスの状況等）に応じた柔軟な対応を行うこと。
- (3) 休業の期間は、上記（1）で閉鎖を決定した日の翌日から5日間（土日、休日を含む）とする。  
ただし、保育所等は、状況に応じて期間を延長することができる。
- (4) 保育所等は、休業の期間中、保育に欠ける乳幼児がいる場合は、保護者の状況等に配慮しながら、感染予防や感染拡大防止の観点から乳幼児の健康管理に十分留意し、必要に応じて小規模で保育を実施するなど適切な対応を行う。
- (5) 保育所等は、上記（1）～（4）の措置を講じる場合は、市町村担当課と連絡調整を十分図ることとする。

2. 留意事項

- (1) 保育所等は、従来通り乳幼児及び児童の健康状態を十分観察し健康管理に努めるとともに、感染予防対策（手洗い・うがい・咳エチケットの励行等）に積極的に取り組むこと。
- (2) 保育所等は、嘱託医及び保健所等と協議の上、閉所（園）等を検討すること。
- (3) インフルエンザと診断された乳幼児及び児童については、従来通り発症した日の翌日から7日を経過するまでは登所（園）及び出席の停止とし、自宅で療養するよう指導すること。

〒630-8501 奈良市登大路町30  
奈良県福祉部こども家庭局こども家庭課  
総務保育係 和田 岩橋  
TEL：0742-22-1101(代)  
(内線 2872・2881・2875)  
0742-27-8604(ダイヤルイン)  
FAX：0742-27-8107

## 「学級閉鎖基準の変更」について

平成21年12月28日

健康増進課  
松山(3223) 氏平(3224)  
防災統括室  
神原(2284)

平成21年8月26日に奈良県新型インフルエンザ対策本部が策定した「二学期からの学校（園）における感染予防対策について」の中の、「学級閉鎖」の基準を次の通り変更し、3学期から適用するものとする。

| 変更前（H21.8.26～H21.12.27）  | 変更後（H21.12.28～）  |
|--|--|
| 1. 感染予防対策<br>（省略）<br>2. 学級・学年閉鎖及び休校の基準<br>1) 学級閉鎖<br>①設置者は、7日以内に同一学級において、インフルエンザの診断が報告され児童生徒が、 <u>3人以上</u> の場合は、その学級を閉鎖する。<br><br>②閉鎖の期間は、3人目の患者の診断が報告された翌日から5日間（土・日曜日を含む。）とする。<br>2) 学年閉鎖の基準（H21.9.18変更）<br>（省略）<br>3) 休校（H21.9.18変更）<br>（省略）<br>3. 省略<br>4. 省略 | 1. 変更なし<br>2. 学級・学年閉鎖及び休校の基準<br>1) 学級閉鎖<br>①設置者は、インフルエンザの診断が報告された児童生徒が1名以上あり、かつ、その学級における「かぜ・インフルエンザ」による欠席率が急速に高くなった場合は、その学級の閉鎖を検討する。<br>欠席率が急速に高くなった場合の目安は、欠席率がおよそ7日以内で <u>10%～15%</u> に達したときとする。<br>②閉鎖の期間は、閉鎖を決定した日の翌日から5日間（土・日曜日を含む。）とする。<br>2) 変更なし<br>3) 変更なし<br>3. 変更なし<br>4. 変更なし |

## (変更の理由)

1. 地域社会において、インフルエンザ患者がまん延している現状では、学校での休業措置は地域社会における感染拡大防止の効果は少ない。
2. 児童生徒の半数近くが既に感染しているとの推計もあり、また、12月から児童生徒へのワクチン接種も開始されたことから、学校での感染拡大のスピードは今後減速していくと予測される。
3. 学校間における患者発生状況に差があり、県下一律の基準ではなく、それぞれの学校の実情にあった対応が必要。
4. 患者の発生状況が、11月末をピークに下降傾向にある。

学級閉鎖基準の変更

| 変更前 (H21.8.26 ~ H21.12.27)  | 変更後 (H21.12.28 ~)  |
|---|--|
| <p>二学期からの学校（園）における感染予防対策について</p> <p>1. 感染予防対策</p> <p>1) 学校（園）は、児童生徒、保護者に対して、手洗い・うがいの励行、マスクの着用、インフルエンザ様症状がある場合の医療機関の受診、休業中の外出の自粛、咳エチケットの徹底、朝夕の検温等の徹底を指導</p> <p>2) 学校に対して手洗い消毒薬の配備を要請</p> <p>3) インフルエンザ様症状の欠席者からの学校への報告の徹底</p> <p>2. 学級・学年閉鎖及び休校の基準</p> <p>1) 学級閉鎖</p> <p>①設置者は、<u>7日以内に同一学級において、インフルエンザの診断が報告された児童生徒が、3人以上の場合は、その学級を閉鎖する。</u></p> <p>②閉鎖の期間は、<u>3人目の患者の診断が報告された翌日から5日間（土・日曜日を含む。）とする。</u></p> <p>2) 学年閉鎖 (H21.9.18 変更)<br/>設置者は、学級を越えて感染拡大の恐れがある場合には、状況に応じその学年を5日間（土・日曜日を含む。）の学年休業とする。</p> <p>3) 休校 (H21.9.18 変更)<br/>設置者は、学年を越えて感染拡大の恐れがある場合には、状況に応じその学年を5日間（土・日曜日を含む。）の休校とする。</p> <p>3. 保育所、学童保育においても、同様の扱いとする。</p> <p>4. 休校等の間のインフルエンザ患者数の報告を見て基準の見直しを検討。</p> | <p>二学期からの学校（園）における感染予防対策について</p> <p>1. 感染予防対策</p> <p>1) 学校（園）は、児童生徒、保護者に対して、手洗い・うがいの励行、マスクの着用、インフルエンザ様症状がある場合の医療機関の受診、休業中の外出の自粛、咳エチケットの徹底、朝夕の検温等の徹底を指導</p> <p>2) 学校に対して手洗い消毒薬の配備を要請</p> <p>3) インフルエンザ様症状の欠席者からの学校への報告の徹底</p> <p>2. 学級・学年閉鎖及び休校の基準</p> <p>1) 学級閉鎖</p> <p>①設置者は、<u>インフルエンザの診断が報告された児童生徒が1人以上おり、かつ、その学級における「かぜ・インフルエンザ」による欠席率が急速に高くなった場合は、その学級の閉鎖を検討する。</u></p> <p><u>欠席率が急速に高くなった場合の目安は、欠席率がおよそ7日以内で10%～15%に達したときとする。</u></p> <p>②閉鎖の期間は、<u>閉鎖を決定した日の翌日から5日間（土・日曜日を含む。）とする。</u></p> <p>2) 学年閉鎖 (H21.9.18 変更)<br/>設置者は、学級を越えて感染拡大の恐れがある場合には、状況に応じその学年を5日間（土・日曜日を含む。）の学年休業とする。</p> <p>3) 休校 (H21.9.18 変更)<br/>設置者は、学年を越えて感染拡大の恐れがある場合には、状況に応じその学年を5日間（土・日曜日を含む。）の休校とする。</p> <p>3. 保育所、学童保育においても、同様の扱いとする。</p> <p>4. 休校等の間のインフルエンザ患者数の報告を見て基準の見直しを検討。</p> |